

# 平成31年度保育所利用料

## ～ 邑 南 町 ～

### (1) 保育所利用料

階層認定の基準		保育所利用料(月額:円)				
階層 区分	定 義	3歳未満児		3歳以上児		
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付世帯	0	0	0	0	
2	市町村民税 非課税世帯	市町村民税非課税世帯	4,500	4,500	1,500	1,500
		ひとり親世帯等 ※参照(2)	0	0	0	0
3	市町村民税 均等割のみ 課税世帯	市町村民税均等割のみ課税世帯	8,700	8,600	5,700	5,700
		ひとり親世帯等 ※参照(2)	3,850	3,800	1,500	1,500
4	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	所得割額 48,600円未満	9,700	9,600	6,700	6,600
		ひとり親世帯等 ※参照(2)	4,350	4,300	1,500	1,500
5		所得割額 48,600円以上73,000円未満	16,500	16,300	13,500	13,300
		ひとり親世帯等 ※参照(2)	4,500	4,500	1,500	1,500
6		73,000円以上85,000円未満	18,000	17,700	15,000	14,800
		6階層の内、77,101円未満のひとり親 世帯等 ※参照(2)	4,500	4,500	1,500	1,500
7		85,000円以上97,000円未満	19,500	19,200	16,500	16,300
8		97,000円以上122,000円未満	25,300	24,900	22,300	22,000
9		122,000円以上147,000円未満	27,500	27,100	24,500	24,100
10		147,000円以上169,000円未満	29,800	29,300	26,800	26,400
11		169,000円以上231,000円未満	35,900	35,300	32,900	32,400
12		231,000円以上270,000円未満	39,000	38,400	36,000	35,400
13		270,000円以上301,000円未満	42,000	41,300	39,000	38,400
14		301,000円以上332,000円未満	52,800	52,000	49,800	49,000
15		332,000円以上397,000円未満	56,800	55,900	53,800	52,900
16		397,000円以上	70,700	69,500	67,700	66,600

※(2) (1)の基準額表に掲げる「ひとり親世帯等」(第2～6階層)とは、次の①から③をいいます。

- ① 「ひとり親世帯」 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
  - ② 「在宅障害児(者)のいる世帯」 次に掲げる児(者)を有する世帯をいいます。
    - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
    - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - ③ 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- (3) 同一世帯で児童(18歳未満)が2人以上いる場合、2人目以降の児童が入所したときは(1)～(2)で算出した額を全額免除とします。なお、所得割課税額57,700円未満(ひとり親世帯等は77,101円未満)の世帯は、年齢制限がなく、2人目以降は全額免除とします。
  - (4) 年齢については、平成31年4月1日の満年齢により決定します。
  - (5) 階層区分は、4月から8月は前年度市町村民税、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税により決定します。
  - (6) 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。
  - (7) 保育所利用料は、児童の父母の課税額により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
  - (8) この保育所利用料のほか、各保育所(園)により共済掛金、遠足費などの実費等の負担が必要な場合があります。
  - (9) 保育所利用料の納付について
    - ① 窓口払い：毎月発行する納付書にて、月末までに町内金融機関(農協・山陰合同銀行・島根中央信用金庫)で納付してください。
    - ② 口座振替ができる金融機関(島根県農協・山陰合同銀行・島根中央信用金庫・郵便局)：引落日は毎月月末です(月末が休業日の場合は翌日以降の営業日)。
    - ③ 口座振替の手続き：町内金融機関にあります「口座振替依頼書」により申請をお願いします。

邑南町役場福祉課	95-1168	IP050-5207-3008
” 瑞穂支所窓口業務部	83-1121	IP050-5207-5000
” 羽須美支所窓口業務部	87-0223	IP050-5207-6500